

令和3年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年10月28日（木）

令和3年第10回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年10月28日（木）午後2時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室2

○ 議事日程

- 第1 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第40号 非農地証明願について
- 第3 議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第4 議案第42号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第5 報告第23号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第6 報告第24号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番 鈴木 邦夫 君
2 番 原田 勝幸 君
3 番 高橋 久雄 君
4 番 石射 祥光 君
5 番 村越 重芳 君
6 番 遠藤 信行 君
7 番 小澤 昇 君

~~8 番 廣瀬 正実 君~~
9 番 三橋 清高 君
10 番 野崎 雅博 君
11 番 阿部 富美 君
~~12 番 齋藤 和子 君~~
~~13 番 吉田 恵子 君~~
14 番 石腰 明美 君

欠席委員

8 番 廣瀬 正実 君
13 番 吉田 恵子 君

12 番 齋藤 和子 君

事務局職員出席者

事務局長 谷川 広志 君

局長補佐 伊藤 和範 君

午後 2 時 00 分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただいまより令和 3 年第 10 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、8 番廣瀬正実君、12 番齋藤和子君、13 番吉田恵子君より欠席届が提出されております。よって、当総会は、委員数 14 名のうち 11 名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。5 番村越重芳委員、6 番遠藤信行委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1 議案第 39 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。4 番石射委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○4 番（石射祥光君） 議案第 39 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

畑、2 筆、65 平方メートル。権利の種類は、所有権の移転です。申請理由としましては、譲受人は自宅目の前であることから耕作上便利になるため、譲渡人は労働力不足のためです。今後につきましては、ほうれん草、枝豆を作付けする予定です。労働力につきましては、本人（68 歳）従事日数 100 日、専業、妻（60 歳）従事日数 80 日、専業でございます。譲受人の耕作面積は、申請地を含み 111 アールです。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第 39 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第2議案第40号非農地証明願についてを上程いたします

4番石射委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○4番(石射祥光君) 議案第40号非農地証明願についてご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

令和3年10月12日、担当委員2名、事務局1名で現地調査をいたしました。当該地の現況は駐車場及び車庫になっており、農地に復元することが困難であること、転用後10年以上経過していること、この事実を平成5年8月28日撮影の国土地理院の航空写真により、客観的に証明できること等、非農地要件をすべて満たしていることを確認いたしました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(原田勝幸君) ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございませうか。

○局長補佐(伊藤和範君) 特にございませぬ。

○議長(原田勝幸君) では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませうか。

○5番(村越重芳君) 市街化調整区域内で車庫を作る際には建築確認か開発行為か何か申請を出さないのかな。どのくらいの大きさかわからないけど、そういうことをやっていないからこういうことになっているってことだよな。

○局長補佐(伊藤和範君) 基本的には村越委員おっしゃるとおり調整区域ですので建築物っていうのは基本的には建てられないと。なおかつ、単独の車庫っていうのもできないと思うんですよ。ただ、本件につきましては昭和45年6月10日の調整区域の線引き前から建てられています。

○議長(原田勝幸君) ほかにご意見、ご質問ございませうか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) なしと認め、採決をいたします。議案第40号非農地証明願について、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第3議案第41号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規

定による利用権の設定等についてを上程いたします。

14番石腰委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○14番（石腰明美君） 議案第41号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について1番案件から2番案件まで一括してご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が農業経営基盤強化促進法に基づき利用権集積計画を作成し、農業委員会が決定するものです。

～ 1番案件について内容を説明 ～

畑、383㎡、利用権の存続期間は、令和3年11月1日から令和6年1月31日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

続きまして、2番案件について報告いたします。

～ 2番案件について内容を説明 ～

畑、909㎡、利用権の存続期間は、令和3年11月1日から令和6年1月31日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

○5番（村越重芳君） 当該地にハウスがあるという話なんですけど、このハウスについても、使用貸借権という事なので無料なのかな。

○局長補佐（伊藤和範君） 無料ですね、はい。

○5番（村越重芳君） ハウスがあるということは開発行為かなんかでやったような建物でしょ。ハウス建てるのって大きさがねえ、40坪だか45坪とかになっちゃうものなんです。だからそうすると、このハウスはお金かかっているわけで、税金もかかっている可能性が高いんだけど。無料でやっぱり借りれるということなんですかね。

○局長補佐（伊藤和範君） 使用貸借ですのでハウスを含んで無料じゃないかなとは思っていますが。

○5番（村越重芳君） だけど、ハウスは税金かかっているんだよなあ。普通より高い。開発行為でやっているのであれば高いかもしれない。

○局長補佐（伊藤和範君） まぁ開発になっているか、もしくは建築許可なのか、あとは許可を要さない範囲での届け出もありますけど。

○5番（村越重芳君） だって、3坪でしょ。そんなちっちゃいんじゃないでしょ。

○局長補佐（伊藤和範君） あとその構造とかによっても、建築の方で手続き関係出てきますので、ちょっとそちらの方は確認しないとわからないんですが、一般的にはそういう判断しているときもあります。構造によっては建築許可が必要だったり、不要だったり、ちょっと我々の範疇じゃないんで今知っていることしか言えないんですけど。

○5番（村越重芳君） ちょっとした大きい防災倉庫を建てるんだってやはりそういうのが必要になったりするんだけど。

○局長補佐（伊藤和範君） 基本的にはそうですね。

○5番（村越重芳君） だからこういう苗床を作るんだとか、それからその色んな作業をするんなら大きいものなんじゃないかなと。まぁ見てないからなんとも言えないんですけど。この人は税金は自分で払うんだろうけど、それをまぁ無料で貸すのかな。何か考慮してあげたのかあげてないのか。そこまでは分からないよね。ちょっと疑問に思ったもので、申し訳ない。

○議長（原田勝幸君） ほかにご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第41号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4議案第42号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は1番案件及び2番案件を報告後、一括して行います。

4番石射委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○4番（石射祥光君） 議案第42号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち1番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、3年ごとに、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになってい

るため、証明願が提出されたものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明 ～

令和3年10月12日に、担当委員2名、事務局1名で現地調査を致しました。特例農地2筆の耕作状況をご報告いたします。

畑、1123㎡のうち500.40㎡につきましてはブロッコリー、ネギ、が作付けされておりました。畑、345㎡につきましては、ネギ、さつまいもが作付けされておりました。

労働力につきましては、本人84歳、従事日数350日、専業でございます。

農機具の保有状況につきましては、耕うん機2台、軽トラックその他一式でございます。

以上、農業経営されていると確認いたしました。

続きまして、2番案件をご報告いたします。

～ 2 番案件について内容を説明 ～

令和3年10月12日、担当委員2名、事務局1名で、現地調査をいたしました。特例農地8筆の耕作状況についてご報告いたします。

5筆、いずれも現況畑、合計901㎡につきましては、ハクサイ、ネギ、ブロッコリー等が作付けされていたほか、一部準備中でした。2筆、田、計3,410.26㎡につきましては、稲刈後の状態でした。畑、2,474㎡につきましては、ジャガイモ、サトイモが作付けされておりました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人78歳、従事日数180日、専業、妹73歳、従事日数150日、弟76歳、従事日数150日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしく審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

○6番（遠藤信行君） 2番案件は区域として農振地域ですよね。1247㎡のうち281.26となっていて約1000㎡農振に何やっているんですか。農業振興以外のこと。何に使っているのかな。

○局長補佐（伊藤和範君） 田んぼですね。明細地図とかも確認させていただいているん

ですけど。また、現地調査行っていただいた段階においても、現地としましては、稲を刈った後という部分で一応ご報告受けているというところでございます。

○6番（遠藤信行君） ごめんなさい。そうではなくて、農振の地域としては1247あるわけでしょ。それで農地というか引き続き農業経営を行っているのが281しかないっていうのは。農振地域じゃなくて何になっているの。

○7番（小澤昇君） 現況は田んぼでしたよ。

○局長（谷川広志君） 遠藤委員が一番御懸念されているのは、約1200㎡のうち残りの1000㎡これが農振地区で、どのように利用されているのかっていうそこが一番御懸念のところ。そこに関しては、先ほど現地に行っていただいた委員さんからお話があったように、そこは別に何か特定のものがあるのではなくて、一体田んぼだったということです。農振地区に何か違う構造物があったとか、そういうものは一切なかった。従って、委員さんの一番御懸念である農振地区に何か田んぼ以外のものができているのかっていったところについては、現地では田んぼであったというところでもまずご理解いただければと思います。

○議長（原田勝幸君） 他にご意見、ご質問ございますか。

○3番（高橋久雄君） 現地調査してもこの目印があったわけではないの。

○9番（三橋清君） 田んぼでしたよね。何か問題があったものではない。

○局長（谷川広志君） 議題となっているものがあくまで引き続き農業経営を行っているかということで、納税猶予に係るものですから、納税猶予するに足るちゃんとした耕作を行っているかどうかという視点でこちらの議題の方ご検討いただき、議論いただく必要があると思います。その中で現地調査した結果、特段納税猶予を認めないというようなことはない。きちっと耕作されていたとあったところでこの議案に対して御検討いただきたいと思います。

○議長（原田勝幸君） ほかにご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第42号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番案件及び2番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5報告第23号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第23号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

5ページ、1番案件から8番案件で、転用目的は住宅敷地、長屋住宅敷地、道路敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第23号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第6報告第24号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第24号でございます。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

6ページ、1番案件から9番案件で、転用目的は、住宅敷地、共同住宅敷地、道路敷でございます。権利関係は、所有権移転の他、使用権や賃借権の設定でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君）　ご質問がないようですので、報告第24号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

　以上で本日の審議並びに報告事項は全て終了しました。慎重審議をいただき、厚く御礼申し上げます。それでは、以上をもちまして令和3年第10回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございます。

午後2時42分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員